

令和6年12月2日から紙の保険証が廃止となり、代わりに「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。経過措置により、令和6年12月1日までに交付された紙の保険証は、住所や負担区分割合等に変更がない限り、記載されている有効期限まで引き続き使用できます。

●マイナ保険証

保険証利用登録済のマイナンバーカード

●資格情報のお知らせ

マイナ保険証を持っている人が、自分の被保険者資格の内容を簡易に把握できるよう、令和6年12月2日以降の新規資格取得時や負担割合の変更時等に交付します。

●資格確認書

マイナ保険証を持っていない人等に交付します。
マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない人、
マイナンバーカードを作っていない人には、令和6年12月2日以降、申請なしで役場から交付します。

資格確認書交付対象者

- ・マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない人
- ・マイナンバーカードを作っていない人
- ・要配慮者など申請により交付される人 など

令和6年12月2日以降

●紙の保険証 記載されている有効期限まで使用できます。新規の交付や再交付はされません。

●マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない人、マイナンバーカードを作っていない人

紙の保険証の有効期限が切れた後は、役場から郵送する「資格確認書」を医療機関に提示してください。

●マイナンバーカードの保険証利用登録済の人

マイナ保険証のみで受診できます。

マイナ保険証を利用できない医療機関を受診するときや、健康保険が変わり資格情報の登録中でオンライン資格確認ができないときは「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」の2つを医療機関に提示してください。施設入所者など資格確認書が必要な人は、役場健康福祉課に申請してください。

※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているとマイナ保険証として利用できません。また、マイナンバーカードの暗証番号を忘れたときやロックがかかってしまった場合も、役場住民課で手続きをしてください。

マイナンバーカードの
取得は任意です。

●マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録がご自身では難しい場合

役場健康福祉課および住民課の窓口で登録支援を行っています。

◇マイナンバーカードの保険証利用登録に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・数字4桁の暗証番号



国民健康保険の方

マイナンバーカードの保険証利用登録をしていますが、国民健康保険に加入するとき、やめるときは、世帯主による届出が必要です。※ 75 歳になって後期高齢者医療保険に加入するときは届出不要です。

70 歳未満の人、住民税非課税世帯の人、現役並み所得者Ⅱ・Ⅰの人が、マイナ保険証や健康保険の記号番号によって医療機関でオンライン資格確認ができないときは、自己負担限度額の区分の確認をするために、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。入院の予定があるなど医療費が高額になりそうなときは、事前に申請をしてください。

長期入院該当により食事代が減額になる場合は、改めて申請が必要です。

医療費の自己負担額（2～3 割）が限度額を超え高額になったときは、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。



後期高齢者医療保険の方

住民税非課税世帯の人、現役並み所得者Ⅱ・Ⅰの人は、自己負担限度額の区分の確認をするために、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証の提示が必要でしたが、制度改正後（令和 6 年 12 月 2 日以降）は、紙の保険証に加えて、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証も廃止されます。（紙の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証を以下、「各証書」という）

※制度改正後も、経過措置により令和 6 年 12 月 1 日までに交付された各証書は、住所や負担区分割合等に変更がない限り、記載されている有効期限まで引き続き使用できます。

【令和 6 年 12 月 1 日までの対応】

医療機関を受診する際には、紙の保険証と一緒に、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証の提示をしてください。新規加入や各証書を紛失した場合は、これまで通り各証書を交付（再交付）します。

【令和 6 年 12 月 2 日からの対応】

制度改正後、各証書が廃止となり、マイナ保険証を持っている人は、マイナ保険証のみで自己負担限度額の確認ができます。マイナ保険証を持っていない人は、入院の予定があるなど医療費が高額になりそうなときに事前に申請をしていただくことで、自己負担限度額を併記した「資格確認書」を交付します。医療機関で受診する際は資格確認書のみで受診できます。

今後の予定

